

いずみ聖地公園

合葬式墓地の使用受け付けを開始します

いずみ聖地公園内に新設する合葬式墓地の使用受け付けを開始します。

合葬式墓地は承継の必要がなく、市が管理するため、将来、放置される心配がありません。

施設は1・2体の焼骨を個別に埋蔵する「納骨室」と多数の焼骨を合わせて埋蔵する「合葬室」で構成されています。

埋蔵方法は次の通りです。

- 通常合葬…墓地の使用を許可された日から20年間は焼骨を骨つぼに入れて納骨室に埋蔵し、それ以降は焼骨を納骨袋に移し替えて合葬室に埋蔵する
- 直接合葬…焼骨を市が指定する納骨袋に入れて合葬室に直接埋蔵する

申込書配布場所＝環境衛生課(市役所2階)、下総・大栄支所、保健福祉館、いずみ聖地公園管理事務所、各公民館、市立図書館、もりんぴあこうづ、三里塚コミュニティセンター、市ホームページ



市ホームページ

募集区分と募集数・使用料

【焼骨を持っている場合*3】

募集区分			募集数	使用料*4
区分A	通常合葬	1体	25枠(25体)	11万2,000円
区分B		2体または焼骨1体と生前に予約する1体	25枠(50体)	22万4,000円

【生前に予約する場合】

募集区分			募集数	使用料*4
区分C	通常合葬	1体	10枠(10体)	11万2,000円
区分D		2体	35枠(70体)	22万4,000円
区分E	直接合葬	1体	10枠(10体)	5万円
区分F		2体	35枠(70体)	10万円

*3 焼骨を持っている場合の直接合葬の申し込みは、施設の利用開始に合わせて受け付けを開始します *4 管理料はかかりません

申し込み資格

種別	申し込み資格
共通	市に住民記録があり、申請日時点で市内に1年以上住んでいて、いずみ聖地公園・成田霊園に墓地を持っていない人*1
焼骨を持っている場合	次の全てに当てはまる人 ○祭祀主宰者である ○焼骨との続柄が配偶者(内縁を含む)、3親等以内の血族、2親等以内の姻族である*2
生前に予約する場合	昭和35年9月30日以前に生まれた人である

*1 普通墓地・芝生墓地を返還して改葬する場合を除く

*2 墓じまい・改葬による場合を除く

申込方法＝7月25日(金)(必着)までに申込書を直接または郵送で環境衛生課(〒286-8585 花崎町760)へ。専用フォームからも申し込みます



専用フォーム

※応募者多数の場合は抽選を行います。くわしくは同課(☎20-1531)へ。

理解を深める きっかけに

共生社会ウィークメインイベント

卓球日本代表・^{ひらの みう}平野美宇選手之母であり、発達障がいのある娘を持つ^{ひらの まりこ}平野真理子さんによるトークショーや、ダウン症を持つ子と親の会ジュピターによる手話ダンスなどを行います。



また、11月に開催される、耳が聞こえない人や聞こえにくい人にとってのオリンピックである東京デフリンピックに向けたPR映画を放映します。

日時＝8月23日(土) 午後1時～3時30分

会場＝なごみの米屋 スカイトウンホール

定員＝200人(応募者多数は市内在住・在勤・在学の人を優先に抽選)

参加費＝無料

申込方法＝8月8日(金)午後4時までに専用フォームから申し込む



専用フォーム

※くわしくはスポーツ振興課(☎20-1584)へ。

初級職などの

令和8年4月採用の市職員を募集します

申込期間＝7月29日(火)～8月12日(火)

試験日＝9月21日(日)

会場＝佐倉中学校

※試験案内は人事課(市役所3階)でも配布します。

くわしくは同課(☎20-1505)へ。

試験案内と申し込みは
こちらから



募集職種	募集人員	受験資格
一般行政職初級	若干名	平成16年4月2日～20年4月1日生まれの人
一般行政職初級 (障がい者)		平成2年4月2日～20年4月1日生まれで、障害者手帳の交付を受けている人
消防職	若干名	平成9年4月2日～20年4月1日生まれの人
歯科衛生士	若干名	平成7年4月2日以降に生まれ、歯科衛生士の資格を持つ人(令和8年春季までに 取得見込みの人を含む)

国民健康保険

納入通知書が届いたら確認を

納付は口座振替で

国民健康保険税は、年金の引き落としの場合を除いて、原則、口座振替による納付をお願いしています。くわしくは、納入通知書に同封のチラシで確認してください。

国民健康保険税の軽減

前年中の所得が一定額以下の世帯に、均等割額と平等割額の軽減制度があります。

○7割軽減…前年中の合計所得(世帯主と加入世帯員全員の所得)が、43万円+10万円×(給与所得者などの数-1)で算出した額以下の世帯

○5割軽減…前年中の合計所得が、30万5,000円×加入世帯員数+43万円+10万円×(給与所得者などの数-1)で算出した額以下の世帯

○2割軽減…前年中の合計所得が、56万円×加入世帯員数+43万円+10万円×(給与所得者などの数-1)で算出した額以下の世帯

世帯主と加入世帯員(所得申告が必要な人)全員が、住民税などの所得申告をしていない場合は、軽減制度の適用を受けることができませんので、速やかに申告してください。

未就学児・産前産後の人がいる世帯などの軽減

子育て世帯の経済的負担を減らすため、次の要件に該当する場合にも、国民健康保険税が軽減されます。

未就学児がいる世帯

対象世帯には自動で適用されるため、申請は不

要です。

軽減内容＝未就学児にかかる均等割額を5割軽減
産前産後の人がいる世帯

対象＝出産(予定)日が令和5年11月1日以降の人

軽減内容＝産前産後期間の所得割額と均等割額を軽減

申請方法＝市ホームページにある
届け書と、必要書類を直接または
郵送で保険年金課(市役所1階
〒286-8585 花崎町760)へ。同
ホームページにある専用フォームからも申請でき
ます



市ホームページ

そのほかにも、災害などの特別な事情により生活が著しく困難な時は、減免を受けられる場合があります。

加入・脱退の届け出は14日以内に

職場の健康保険などをやめた時は、間を空けずにほかの健康保険などに加入できる場合を除き、国民健康保険加入の届け出が必要です。

また、国民健康保険に加入している人が就職などでほかの健康保険に加入した場合は、国民健康保険喪失の届け出が必要です。



届け出の詳細は
こちらから

※くわしくは、納付については納税課(☎20-1519)、
そのほかについては保険年金課(☎050-1808-71
60)へ。